

平成28年

島本町議会2月臨時会議 会議録

平成28年 2月 4日 開議

平成28年 2月 4日 散会

平成28年 2月 4日 (第1号)

平成28年島本町議会2月臨時会議会議録目次

第 1 号 (2月 4 日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○第 1 号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算 (第6号)	3
○散会の宣告	35
※付議事件の議決結果	38

島本町議会 2月臨時会議 会議録 (第1号)

年 月 日 平成28年2月4日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	平井 均	2番	関 重勝	3番	外村 敏一
4番	田中 修	5番	村上 毅	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	平野 かおる	11番	伊集院 春美	12番	野村 行良
13番	河野 恵子	14番	佐藤 和子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川口 裕	副町長	乾 知範	教育長	岡本 克己
総合政策部長	由岐 英	総務部長	柴山 則文	健康福祉部長	岡本 泰三
都市創造部長	水木 正也	上下水道部長	今中 良昌	消防長	近藤 治彦
会計管理者	妹藤 博美	都市創造部次長	安藤 謙吾	教育子ども部次長	川畑 幸也
総合政策部政策企画課長	佐藤 成一	都市創造部環境課主査	吉田 夏樹		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	猪倉 悟	書記	村田 健一	書記	小東 義明
------	------	----	-------	----	-------

議事日程第1号

平成28年2月4日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第1号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第6号)

(午前10時00分 開議)

伊集院議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中ご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。議案審議のため、「地方自治法」第102条の2第7項及び会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより平成28年島本町議会2月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 平井議員及び9番 戸田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、第1号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) 議案の説明に入らせていただく前に、一言、お詫び申し上げます。

今回、本議案中、第2条の見出し及び本文に誤りがあり、発送後に訂正処理をさせていただきました。今後、このようなことのないよう、チェック体制の強化を図ってまいります。大変、ご迷惑をおかけいたしました。

それでは、第1号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

議案書の1の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、衛生化学処理場の土壌汚染調査等にかかる予算の増額及び繰越明許費の追加が、主な内容でございます。

衛生化学処理場につきましては高槻市域にあり、長年にわたり、近隣住民の皆様のご理解をいただき操業しているところでございますが、施設の現状等を踏まえ、早期に撤去させていただくことが必要であるものと考えております。

なお、跡地につきましては、高槻市に対して公共の福祉のため譲与することも視野に入れておりますが、今回の土壌汚染調査等の業務は、土地の状況を把握するうえで土地所有者として不可欠なものと考えております。

土壌汚染調査につきましては、当初、施設の稼働中に実施することができないものと考えておりましたが、調査方法について調査・研究を行ったところ、施設の稼働中であっても土壌汚染調査が可能であることがわかったため、前倒しをして、境界確定、測量、

鑑定及び土壌汚染調査を行うものでございます。町といたしましても、この調査結果等をでき得る限り早期に確認し、適切に対応してまいりたく、補正予算をご提案させていただくものでございます。

なお、今回の業務は年度内に完了できないため、あわせて繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,140万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億5,766万円とするもので、款・項別の内容は、1の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししておりますとおりでございます。

第2条の繰越明許費の追加につきましては、1の5ページの「第2表 繰越明許費補正」にお示ししております。

今回の衛生化学処理場土壌汚染調査等業務の予算をご可決いただけましたら、速やかに契約締結の事務を進めてまいります。本業務が本年度内に完了できないため、「地方自治法」第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費として、繰越明許費を補正させていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1の9ページの「歳入」でございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第3目 財政調整基金繰入金1,140万6千円の増額についてでございます。これにつきましては、歳出における財源として繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、1の10ページからの「歳出」でございます。

第4款 衛生費、第3項 清掃費、第3目 し尿処理費、第13節 委託料1,140万6千円の増額のうち、測量等業務についてでございます。これにつきましては、衛生化学処理場敷地の境界確定、測量及び鑑定業務を行うものでございます。

なお、これらの作業期間は、それぞれの業務を並行して行うこととなりますが、すべての業務の完了には約6ヵ月必要と考えております。

次に、土壌汚染調査業務についてでございます。これにつきましては、衛生化学処理場の敷地は3千㎡以上の面積を有しておりますことから、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に準拠した土壌汚染調査を行うものでございます。

なお、これらの作業期間は、約9ヵ月を予定しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度島本町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊集院議長 これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

戸田議員 島本町一般会計補正予算、平成 27 年度（第 6 号）について、質問します。

土地の履歴調査が必要だと思います。農地であつたであろう、そのときまで遡って確認する必要があると思いますが、可能なのでしょうか。廃棄物埋設についても調べる必要があると思います。ここには、かつて不燃ゴミを埋め立てておられたことがあると認識していますけれども、ヒアリングだけではなく、航空写真によって地形の変化を見たりしないと、実態が掴めないのではありませんか。いずれも、資料は調べていますか。これが 1 点です。

それから、ベンゼンとダイオキシン等について調査されると認識していますけれども、それ以外に有害物質が出てくる可能性は、現時点ではないと判断されているのですか。また、それはどのような協議において、協議の中のどのような議論で確定されたのですか。これが 2 点目。

そして、施設の稼働を停めた後、再び調査が必要になるという可能性はあるのでしょうか。

さらに問いたいことがあります。島本町としては、11 月 10 日付けの依頼文に、すでに土地の譲与について触れて、高槻市に文書を提出されています。中核市である高槻市の産業環境部環境保全課と、10 月から 12 月 11 日まで 4 回の協議を行っておられると、共産党の会派が請求された資料でわかりました。施設を稼働しながら土壤汚染調査が可能であることを、12 月 11 日にはもう確認しておられます。その時点で、当初予算に本件の経費を計上しなかったのは、なぜですか。

現状把握のため、土地価格鑑定を行う、とのこと。すなわち、言い換えれば土地価格の鑑定を行わず、その評価額を把握せず、住民に公表することもなく、再協議の依頼文に土地の譲与について明記したことになります。そのことの妥当性をお示しいただけますか。住民に、どう理解を求めつもりなののでしょうか。

町有地は、町民の貴重な財産ですから、例え議会の議決を必要としない、5 千平米に満たない今回のような場合であっても、本来ならば町長自ら、ご自分の言葉で、「譲与することを視野に入れて」交渉するというのを、あらかじめ表明する必要があつたのではないのでしょうか。この点、どう考えておられるのか、反論があれば、お示してください。

都市創造部次長 まず、1 点目の土地の履歴調査についてでございますけれども、この土地の履歴調査につきましては、高槻市のほうに、議員ご指摘のとおり、日 1 の資料でございます——の記録にありますように、10 月の 23 日に本町から高槻市のほうに出向きまして、土壤調査について相談をさせていただいております。この土壤調査につきましては高槻市域、衛生化学処理場が高槻市域にございますことから、監督官庁である高槻市に相談に行かさせていただいております。

相談に行かせていただきましたときに、どういった形で施設を運転されているのかとか、それから土壤汚染調査とは、まず、そもそもどういったものなのかということで、

ご説明等を受けました。その際に、衛生化学処理場で使用しております薬品等につきましては、「土壌汚染対策法」の対象分析項目からは該当しないという形でお返事をいただいておりますけれども、施設の運転管理上、草刈りを処理場のほうではしておるんですけれども、この草刈り機に用いております燃料が「土壌汚染対策法」の調査項目の一つに当たります、ということでご指導がございましたので、その中の分析項目であるベンゼンが、まず調査対象項目になるということで、お話がございました。

それから、農地まで戻って確認が、これについてできるのかどうか、ということですが、これについては法務局のほうで登記簿の確認等用いて、土地の履歴調査を行ってまいります。

それから、多少、質問が前後するかもわかりませんが、調査業者を決定いたしましたら、再度、この辺りの土地の履歴調査というのは、業者のほうで改めて行いますので、その際には、確認として航空写真とか、そういったものも当然用いて、確認のほうの作業に入っていくことになってまいります。

それと、土地の使用履歴を町のほうで同時に調査している中で、施設の、他に何か使用している薬品等はあるのかどうかということで、過去に在籍した職員に聞き取り調査をさせていただきましたところ、処理場の空いているスペースに、昭和42年からなんです、町のほうで粗大ゴミの収集が開始されております。その当時の収集されていたものというのが、ガラスとか瀬戸物、鉄、それから家庭で出る灰、これの収集をしていたものを、処理場の空きスペースのほうに埋めているということがわかりました。

これにつきましても、高槻市さんのほうに相談に行かせていただきましたところ、ガラス、それから鉄、瀬戸物につきましては有害なものではございませんけれども、家庭から出る灰、これにつきましては当時の生活様式から考えますと、竈の灰であるとか、練炭の灰であるとか、そういったものであろうということでございますが、ダイオキシン調査をして欲しいということのお話がありましたので、今回、ダイオキシン調査もあわせてさせていただきたいと思っております。

また、廃棄物がどの程度埋まっているのかというのは、正直、我々もわかりませんので、今回、どの範囲に、それからどのぐらいの量が埋まっているのかという調査もあわせて行いたいと思っております。

いずれにいたしましても、今回の業務を発注させていただきましたら、専門家である業者のほうと打ち合わせをして、再度、高槻市のほうにご相談に行かせていただいて、この土地の履歴調査というのをしっかりさせていただきまして、調査項目、それから調査地点、こういったものは再度決めてまいりたいというふうに考えております。

それから、停めた後に調査項目の必要が、再度、調査の必要があるのかということでございますが、これにつきましては、今回、させていただくものを用いて、再度、停めた後に調査する必要はございません。今回の調査の部分を用いれば、今後、撤去する際の

調査の分に置き換えることができます。ただし、追加調査等につきましては、地点によってできる箇所というのが、できる箇所、それからできない箇所というのがございますので、これにつきましては、今回、調査しないとわからない部分でございます。

それから、当初予算に予算計上しなかった理由でございますけれども、今回、まず高槻市のほうに相談に行かせていただきましたのは、当然、今後、衛生化学処理場を撤去するには土壌調査が必ず必要になるというのは、我々、認識いたしておりましたので、事前に相談をさせていただいております。その際に、4回程度ぐらい、高槻市さんのほうにはご相談させていただいたんですけれども、12月の11日で大体相談は終わったんですが、内部的に検証して、やはり、あそこの土地につきましては、一刻も早くどういった状況なのかというのを把握する必要があるという結論に至りましたことから、当初予算でなく、今回の2月の補正予算で対応させていただいたということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

総合政策部長 最後のご質問に、ご答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在、協議をいたしております事務委託でございますが、その協議が調いますれば、跡地を高槻市に譲与することも視野に入れて協議を進めさせていただいております。この理由につきましては、12月議会でもご答弁を申し上げましたが、長年にわたって東上牧の処理場近隣の皆様にはご理解を賜ってまいりました。そのことに対する本町としての対応として、そういうことを考えているところでございます。

協議が調いますれば、そういったことも視野に入れておりますので、この跡地の価値というものについては、正確に把握をしておく必要があるというふうに考えております。

それから、住民への説明という部分でございますが、今回の議案資料という形ではございませんでしたが、「し尿処理に係る事務委託の協議について」という資料をお配りをさせていただきました。その中で、参考として「地方自治法」に基づく事務委託の流れというフロー図をお示しさせていただいておりますが、現在、関係団体の協議ということを行っておりますけれども、この協議が整った段階で、最終的には議会に議案の提案をさせていただくことになってまいります。その段階で、判断をいただくという段階がございしますが、その段階では、当然のことながらイニシャルコスト、あるいはランニングコストについて、トータルでお示しをしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 総合政策部長のお答えになったことは、ちょっと論点がずれていると思います。東上牧にある衛生化学処理場、今回、土壌汚染調査等されるという当該地、これは町有地であり、町民の貴重な財産ですから、跡地の価値を「正確に把握するため」とおっしゃいますけれども、跡地の価値を正確に把握せずに、「譲与も視野に入れて」ということを明文化して交渉することに疑義がある、と申しているのです。それについて住民、

つまり、これは島本町の町民にどう理解していただくのですかと、そのことを問いました。東上牧の住民の皆さんに対して、この土地、長年、要望にお応えできていなかった、そのことによって公共の福祉に供する使い方をしていただく、そのことに疑義があると申しているのではありません。跡地の価値を正確に把握することなしに——私、フライングだと思いますよ。交渉の段階で明文化されたこと、ここに疑義があると言っています。そのことに関するお答えが欲しかったというのが1点目の間ですので、2回目、再度、このことを問います。

それから、土地の履歴調査、廃棄物の埋設に関わる土壌調査等に関しましては、聞き取り、ヒアリング、それから法務局の資料において確認されるということです。理解しました。当初予算ではなく、こういった補正予算でされることの意味も、一定、理解いたしました。

しかしながら、先ほど関連資料、参考資料として「し尿処理に係る事務委託の協議について」というのを提供していただいているということ、おっしゃいましたので、それに基づいて1点、確認したいことがあります。7ページです。この資料を見ておりました、し尿はやがて減る、ですから、委託して広域化を実現したい。これに私は、これ自体には何も疑義がありませんし、両市町にとってメリットがある、そういった協議をぜひ進めていただきたいと思っているのですが、この7ページの「処理量の推移と過去の実績」、浄化槽の汚泥は減っておりません。島本町に関しては22年度から26年度まで、増えたり、若干減ったりしながら推移しています。従いまして、汚泥に関しては、今後減っていくのでというのは、はたして本当なのか。高槻市に委託することが実現した、その後に汚泥の量が著しく増えてしまうとか、そういうことがあるのではないかと。そのことを懸念しています。この数字の意味を、ご説明いただきたいと思います。

それから、今回のし尿処理に関する広域連携による事務委託については、あくまでも、広域連携による事務委託として、事務連携ワーキンググループで事務的な協議を行っておられると認識しています。この点について間違いがないか、改めて確認しておきたいと思います。4月に、勉強会において取りまとめが行われるということです。このとき出される報告書に、「合併の議論も含めて」、あるいは「引き続き合併は重要な課題の一つと考える」というような文言が明記されることはないかと、理解しておいて良いのでしょうか。事務連携ワーキンググループの位置づけ、もう一度、確認しておきたいと思います……（「あまり広げたらあかん」と呼ぶ者あり）……。

また、執行部は事務委託がスタートすることに伴い、新たに発生した費用の負担については原則的に島本町が負担するべきであるとの見解を、繰り返し、議員の質問への答弁などで示しておられます。「新たに発生した費用」とは、どの範囲で発生した費用を言うのか、定義が明確ではありません。今回、土壌汚染調査をされるわけです。その結果、土壌汚染対策を講じて、そして跡地を更地として利活用を使う。このときに、この

土地がすでに高槻市に譲与されていた場合、これも新たな費用、どのように使われるか、これも島本町の負担の対象になり得るのか。この点、確認して、今回の判断をしておきたいと思っています……（「議案の質疑を」と呼ぶ者あり）……、いかがでしょうか。

伊集院議長 質疑、第1号・補正予算内でお願いいたします。

都市創造部長 それでは、「し尿処理に係る事務委託についての協議」についての資料の、7ページの浄化槽汚泥の現状、それから推移についてということでの、お尋ねでございます。

浄化槽汚泥につきましても、公共下水道の整備、それから接続によって、減少傾向にあるというところではございますけれども、特に実績のところでは年度によって変動する中で、年度によっては増加している年度もございます。それは、合併処理浄化槽を公共下水道に接続するということにつきましては、一定、3年という法的な分もございますが、それと速やかに接続ということの中で、公共下水道の整備に伴って浄化槽汚泥の世帯数・件数についても減少しているのは事実でございますけれども、実際に公共下水道に接続する際には、基本的には浄化槽汚泥というのはすべて引き抜いていただくということと、それから日常の維持管理等で、やはり浄化槽汚泥についても引き抜きをしておりますので、その年度によって、そこら辺の予測がなかなか、将来的には難しい部分もございます。

将来につきましては、一定、公共下水道が整備されるに伴って減少する傾向にあると、統計的な数字としてお示しをさせていただいておりますが、実績の中では年度間で増減があるということで、非常に変動する数値にはなっているというふうに認識をしております。

以上でございます。

総合政策部長 それでは、跡地に関しての再度のご質問に、ご答弁させていただきます。

これも12月議会で、他の議員のご質問にご答弁させていただいたことでございますけれども、今回の広域連携に伴う本町の財政的なメリットにつきましては、これは大雑把ではございますが、そのシミュレーションは行っているところでございまして、その中に、この土地の価格——これも大雑把な価格でございますが、その中には含めております。それを正確に把握する必要があるため、今回、鑑定を実施したい、こういうことでございます。

それから、二つ目のワーキングで協議を今、行っているのか、ということでございますが、お示しの資料のとおり、現在、高槻・島本広域行政勉強会の事業連携ワーキンググループで協議をさせていただいているところでございます。ワーキンググループの要綱につきましても、先ほど申し上げました資料に添付をさせていただいております。12ページにお示ししておりますが、事業連携ワーキンググループの所掌事務といたしましては、両市町共同で実施することにより相乗効果が見込まれる事業について調査・検討

を行うということをごさいます、合併を含めた議論を行う、合併を含めた調査・検討等を行うグループとしては行財政調査・検討ワーキンググループ、もう一つのグループがございまして、そちらの所掌事務となっているところでございまして。

それから、新たに発生する費用については島本負担ではないか、という答弁をさせていただいたということについてでございますが、広域連携を、事務委託を受けていただくことになったとき、高槻市側にそのことで新たに発生する経費があらうかと思っておりますので、そういったことについては本町が負担をする必要があるのではないかと、というふうに考えております。どの範囲で、どの費用になるのか、経費なのかということについては、現時点では未定で、はっきりはいたしておりません。

以上でございます。

伊集院議長 他の議員さんからもありますように、第1号・補正の中での質疑をよろしくお願いたします。答弁のほうも、ご注意くださいませ。

戸田議員 処理量について、お答えいただきました。浄化槽汚泥が増えている理由というのは、一定、理解します。合併浄化槽をやめられたときに、例えば大きなマンションとかでしたら、大量の汚泥が出るとかいうことがあり得る。それはいつなのかというのは予測できないわけですが、高槻市にお願いをする、そして、した後で大量の、本来減るはずだったものが増えて、委託をお願いするという点に関しては慎重でなければならないなと思っております。計画的に下水道整備を進め、計画的に生し尿の処理量を減らし、なおかつ浄化槽の汚泥の推移に関しては、担当課におかれまして、きっちりと連携を取りながら処理していくということが可能なのかなと思っておりますが、これはどのようにされるのか、どういうふうなことが可能なのか、確認しておきたいと思っております……（「わかかってない」他、議場内私語多し）……。

伊集院議長 第1号議案の、第6号補正にかけてご質問を、よろしくお願いたします。測量、また土壌汚染、この辺の調査の部分でございますので、議案内での質疑で、よろしくお願いたします。

戸田議員 はい、承知しました。それでは、これに関してはご答弁いただくかどうか、それはご判断お任せしますが、先ほど総合政策部長、「12月の議会で、他の議員の質問に答えて」と、何度かおっしゃいました。私が1番目の質問で申し上げたのは、町長自ら、ご自分の言葉で「譲与することを視野に入れて交渉する」ということを表明する必要があったのではないのでしょうか、という点です。一般質問の質問に答えてというのではなくて、あらかじめ、きっちりと、町長自ら、ご自分の言葉で「譲与することを視野に入れて」交渉していくのだということを表明していただきたいと。それを住民の、町民の財産である土地の譲与に関して、そのような踏み込んだ明記をされたこと、これはフライングではないかと思っておりますので、訊いたわけです。そのことは、はっきりと明確にしておきたいと思っております。

伊集院議長 協定の議論ではなくて、第6号補正予算内で、よろしくお願ひいたします。拡げすぎです。

(「関連しますよ」他、議場内私語多し)

戸田議員 それから、参考資料として提供していただきました、この「し尿処理に係る事務委託の協議について」、これに基づいて質問するわけなんですけれども、ご答弁の中に、今回のワーキングは「合併の議論も含めて」というようなものではないと、それは私も十分に認識しております。しかしながら、今後、4月には勉強会で報告書を取りまとめると9ページに書かれているんですね。おっしゃいましたように、この勉強会、10ページに……。

伊集院議長 申しわけございません。この協議についての資料は、議案資料ではないので、すいません、第6号の補正予算内での質疑をよろしくお願ひいたします。

戸田議員 今、議長からご指摘いただきました第6号の補正予算に関しましては、土壤汚染調査をするという土地を高槻市に「譲与することも含めて」ということで、今、協議が進められているわけです。ですから、この当該地のあり方については、十分、議論の範囲に入ると私は思っております。実際に、ご答弁いただきました勉強会の設置要綱には、「合併の議論も含めて調査・研究するため」という文言が入っております。ですから……。

伊集院議長 第6号補正予算の中では、財調と測量等業務、土壤調査業務ですね。この点、ご理解賜っておると思いますので、発言内容においては、「第54条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」という規則がございます。よろしくお願ひいたします。

戸田議員 はい、十分に承知しております。今回の当該土地の土壤汚染調査は、その土地の価値を把握するためとおっしゃっているわけです。その土地の価値を、なぜ、今、把握するのか。現在、稼働している状況で、なぜ把握する必要があるのか、というところを申し上げますと、皆さん、ご承知のとおり、この土地を高槻市に譲与することを視野に入れて、現在、し尿処理を高槻市に委託するということを含めて協議をしているわけです。従って、土壤汚染調査だけではなく鑑定費用が含まれていますので、この点を明確にしておきたいと思っております。

最後の質問になります。再度、問います。4月に勉強会において取りまとめが行われる予定の報告書に、「合併の議論も含めて」、あるいは過去の中間報告のように、「引き続き合併は重要な課題の一つ」、こういった文言が明記されることはないかと理解していますが、間違いありませんか。ご答弁をお願ひいたします。

伊集院議長 本日、執行部からあがっています補正予算内での質疑を、注意、再三再四させていただきます。よろしくお願ひいたします。

川口町長 昨年11月10日に、私のほうから濱田高槻市長に「し尿処理の事務委託の再

協議について」の依頼文書をお渡しをいたしました。その文書の中に、後段のほうに、「公共の福祉にお役立ていただくために、当該土地を貴市に譲与させていただくことも視野に入れながら跡地利用の方針に」という旨、明記されております。そういう方向で、今、協議を進めているわけでございます。

ただ、住民に不利益を与えるようなことは絶対にしないというのは大原則でございますので、どれぐらい当町にとってメリットがある、そのことを具体的に数字を確定するために、今回、補正予算を提案させていただいているわけでございます。

以上でございます。

総合政策部長 4月頃にまとめる予定で、現在、作業を進めております勉強会でのまとめでございますけれども、そのまとめを作成するための調査・研究を、現在、事業連携ワーキンググループで作業を行っておりますので、それをもとに勉強会としてまとめるということで、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

都市創造部長 浄化槽汚泥の処理についてということでございます。先ほどもご答弁させていただきましたが、浄化槽汚泥の処理につきましては、現在の衛生化学処理場におきましても、大口を受ける際には非常に苦慮をしているという部分がございますので、その点については、今後、高槻市と広域連携をするにあたって、双方で一定、そこら辺の調整は必要になるものというふうには認識をしております。

以上でございます。

佐藤議員 今回のこの土壌汚染調査、あるいは境界確定、鑑定、こういうふうな措置が必要なものだという事は、十分に認める所です。ぜひ、やらねばならないことだというふうには思っております。

私が申し上げたいのは、これに伴って議員に対して、その「し尿処理に関する事務委託の協議」に関する情報提供、こういうふうなものも当局から出していただきました。議員に対して、いろいろと説明はいただきましたけれども、これ、町民は何も知らされないというふうな状況に、今なっております。それこそ町民の大切なし尿処理の施設でありますし、また東上牧の皆さんにも、長年、ご迷惑をかけてきた施設ということにもなっております。島本の住民、そしてまた東上牧の住民の皆さんにも、今回の件、そしてまた長年にわたっての島本町のし尿処理に対する姿勢、今後の見通し、こういうふうなものに対する説明会、こういうふうなものがぜひ必要ではないのかというふうに考えております。この点については、いかが、考えておられるでしょうか。

総合政策部長 現在、ワーキンググループで、し尿処理の広域連携を実施することによって両市町においてどのような効果、あるいは課題があるのか、そして処理費用は現在の高槻市の施設においてどうなるのか、そういったことで想定される数値をまとめる作業、こういったことを検討いたしております。現在、そのまとめる作業を鋭意行っている

ところでございます。

従いまして、議員のご指摘になられたような今後の見通しでありますとか、そういったことについては、まだ何も決まってない段階でございますので、現時点で、住民の皆さんに説明会を開くということとはできないというふうに考えております。

以上でございます。

佐藤議員 ということになりますと、すべてが決まった後でしたら、それなりのまとめが調った後でしたら住民説明会を開く、そういうふうに理解をいたしまして、よろしいでしょうか。

総合政策部長 住民説明会をするかしないかということについては、今、考えておりませんので、ちょっとご答弁できないということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

佐藤議員 では、ぜひ、このし尿処理の問題、住民にとっても、自分たちはもうし尿を処理してもらってない、くみ取りではない、もう公共下水道ができているんだから関係ない、水洗だというふうな住民もたくさんおります。けれど、島本町にとっては常につきまとう問題であって、島本町民の出す、そういうものについての処理、このことは町としても大切な問題だということを住民が理解することも含めて、とても必要なことだというふうにも思いますので、ぜひ、その点については住民に理解を求める、そのためにも説明会なり何なりのことを考えていただきますようお願いを申し上げて、終わります。

伊集院議長 会議規則第54条、皆様、自己の意見を述べるできないという、質疑にあたっては質疑に徹底していただきますように、よろしく願いいたします。ご意見は討論の中に入れていただきますように、よろしく願いいたします。討論の中でも含めていただきますように、質疑は質疑で、よろしく願いいたします。

外村議員 今回の東上牧の土地を鑑定しなきゃならん、そして境界確定、土壌汚染調査が必要だというのはよくわかりますので、この補正予算につきましては何も異議を唱えるものではございませんが、事前説明においても、なぜ、こんなに急いでやらなきゃならないのか、臨時議会を開いてまで。その話をしたら、急ぐ必要は、あんまり明確な回答がなかった。今日、他の議員の質問で、高槻市と事前にすでに土壌調査については話をしていたということがわかったので、急ぐというのがわかりました。

しかし、私、12月議会で、財政が厳しい厳しいと言いながら、土地の鑑定も評価もしないで、「譲与も視野に入れて」というのは非常に軽率であると私は申し上げました。そのことについて、ほんとに私は残念に思っております。今も、その議論がありましたけれども、あんまり私はそのことは言いませんけれども、いずれにしても、先ほどの総合政策部長の答弁でも、価値を知っておく必要がある、そして町長は今、「視野に入れている」というだけで、決して、ただであげるとは言っていないというふうな趣旨のことを発言されましたので、ちょっとだけ安心しました。

で、訊きます。先ほども出てましたけど、質問します。二度手間になるのではないかと私は懸念をしておりました、この調査ですね。どうしても撤去してからでないといけない部分があるのではないかと、二度手間になったら金がかかるんじゃないかという話をしましたら、二度手間になることはまずない、ただ、そういうことが起こるかもわからないという話でございましたので、ほんとに、もし今回、契約するなら、仮に撤去後でないといけない部分が残ったとしたら、それも含めて今回の契約にするというふうにしてはいかかと思うんですが、そのことについての考え方を伺います。これが1点目。

それと2点目は、4月には一定の報告書を出す。この報告書に盛り込まれる内容はどんなものを想定されているのか、お答えください。

3点目、事前にもらいました「委託の協議について」ですけれども、この8ページに、これは過去の決算値の両市町の処理経費の推移なんですけれども、高槻市は中間処理施設でやっている費用、島本町は高価な薬品をたくさん使って化学処理をしているということで、もう全然、比べる土俵が違うわけです。だから、島本町の場合は、決算値はこうなんですけれども、実際、中間処理施設でやったとしたらどうなるかというシミュレーションの数字を、ぜひ早々に示してもらいたい、これはお願いでございます。それについて、いかがでしょうか。

次に、今回、財政調整基金を使ってやるわけなんですけれども、財政が厳しい厳しいというふうな盛んに言われてますので、27年度末、まだ27年度末来てませんけれども、ほぼ基金残高の見込額が想定できると思いますが、その27年度末の財政調整基金の残高はどれぐらいになるか、お示してください。

以上です。

総合政策部長 それでは、2点目のご質問に、ご答弁申し上げます。

現在、事業連携ワーキングで協議をいたしておりますが、その内容につきましては、し尿処理の広域連携を実施することによって、両市町にどのような効果、または課題があるのか、そして処理費用は、現在の高槻市の施設においてどのようになっていくのか、そういったことを、想定される数値をまとめるなどの検討を現在行っておるところでございます。内容も含めて、現在、作業中でございます。勉強会の報告書については、冒頭に申し上げましたような内容をまとめていく予定、現時点ではそうっております。

以上でございます。

総務部長 それでは、平成27年度末見込みの財政調整基金の残高というご質問なんですけれども、この後、また定例会議で補正予算がございますので、その辺の数字も若干動くんですが、現在の、今議会で取り崩しをさせていただく予定の1,140万6千円を引いた予算ベースの財政調整基金の残高は、8億2,500万程度になるというふうに考えております。ただ、出納閉鎖を迎えた段階では、やはり不用額とかという部分がございますので、ま

た替わるというふうなことになるんですが、その辺は、今のところは、現時点では不明で
ございます。

以上です。

都市創造部長 今回、施設が稼働中でも土壤汚染調査ができるということで、一定、判断
をさせていただいております。その際には、実際に調査を行った後でないと、汚染の状
況というのは把握ができない状況にございますので、その点、今後、調査結果によっ
ては追加の調査が必要ということは見込まれます。その際の対応につきましては、「土壌
汚染対策法」及び大阪府条例に従いまして適切に対応してまいりたいというふうに考
えておりますので、現時点で想定して契約を巻くというのは非常に困難であるというふう
に考えております。

以上でございます。

外村議員 資料請求していただいた人びとさんのスケジュール表ですね。これによりま
すと、いわゆる鑑定も含めて測量業務、これが6ヵ月かかるということは、今からやっ
て約、7月末まで出ないということになりますね。土壤汚染調査につきましては9ヵ月か
かると。そうすると、先ほど、答弁を繰り返しますけども、「価値を知っておく必要が
ある」、その土地の。そして「視野に入れている」と言っただけで、渡すとは言っていない。
ということは、この土地がどんな評価になるかは非常に大きな関心であり、町民の関心
でもあります。私も大いに関心を持っています。

そうすると、この交渉は、その鑑定が出るまでは具体的には進めないというふうには
思いますけども、4月に報告書をまとめて、あと、どういうスケジュールを考えておら
れるのか。もしあったら、お示しください。それと、今、申し上げたことに対する考
え方ですね。

それともう1点、今、都市創造部長からご答弁ありました、二度手間になる可能性が
ある、そのときは再度また業者を選定してやるのでしょうか。その辺の考え方を教え
てください。

以上です。

総合政策部長 勉強会でまとめが作成できた後、ということですが、勉強会で報
告書をまとめた後につきましては、まず、町議会の議員の皆様方にご報告をさせてい
ただきたいと考えております。その後、事務委託に伴います費用負担、具体的な費用負担、
こういったことを協議していくことになるというふうに考えておりますが、現時点では、
具体的にまだ決定をいたしておりません。

以上でございます。

都市創造部長 土壤汚染調査についての再度のお尋ねでございます。今回、稼働中にでき
る調査については実施をさせていただく中で結果が出てくるということですが、その結果が、稼働中ではできない項目でありましたら、改めて追加ということにな

ってこようと思いますので、それはまた改めて契約を巻くということになろうかと思えますし、今回の稼働中でも調査ができる範囲で調査が可能ということであれば、今回の追加ということもあり得るというふうに考えております。

以上でございます。

外村議員 先ほど一つ、総務部長にご答弁いただきました財政調整基金の残高ですね。8億2,500万円というふうにお聞きしました。私、去年の8月に「中期財政収支見通し」を求めてましたら、出していただいた数字でいきますと、積立基金残高見込額が27年度見込みで36億9,800万円、そのうち財政調整・公共施設整備積立基金は20億2,100万円というふうな回答がございました。この項目に沿って訊きますと、積立基金残高見込額は幾らになって、うち財政調整・公共施設整備積立基金は幾らになるかというのを、再度、見込みとしてご答弁願います。

総務部長 積立基金のご質問でございます。昨年8月にお示しさせていただきました「収支見通し」の中での積立基金の平成27年度見込額というのが、約37億円でございます。今現在の、今回の補正予算で出ささせていただいております財政調整基金の取り崩しを含めた総額の積立基金の予算ベースの残高は約35億程度という形で、約2億円ほどの乖離があります。これは、先ほど申し上げましたように、決算を打ちますと不用額というのが出てきますので、この予算ベースのものを必ず崩すかというのは、5月ぐらいにならないとわからないので、その辺の乖離は、幾らになるかというのは、今現在は不明でございます。

それと、財政調整基金と公共施設整備積立基金の合算を、「収支見通し」の中でお示しをさせていただいた額が20億でございました。本議会のこの補正予算の財政調整基金の取り崩しをさせていただいた後の、財政調整基金と公共施設整備積立基金の予算ベースの合算は約18億でございまして、この部分で約2億ほどの乖離がある。それは、先ほど申し上げましたように不用額とかという部分がありますので、その辺の乖離はどのようになるかというのは、今現在は不明でございます。

以上です。

伊集院議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前10時57分～午前11時10分まで休憩)

伊集院議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

関議員 本町では、これまで土壌調査を行ってこなかった理由の一つとして、当該施設を稼働しながら調査はできない、という理由があったということをお聞きしました。そのことが、これまでの高槻市との事前相談で、実は稼働しながら調査ができると判明したということでしたけども、それは本町ができないと考えていたのは、技術的にできないというふうと考えていたんでしょうか。それとも高槻市の条例なり、法律

的な部分でできないと考えていたのでしょうか。

それと、事前相談の締めくくりとして、昨年12月11日に分析対象項目の再確認を行った、廃棄物層の取り扱いについて再確認を行ったということで締めくくっておられますけれども、分析対象項目の具体的なものは何なのでしょう。それと、廃棄物層の取り扱いについては、最終的にはどのような取り扱いにするというふうに再確認が行われたのでしょうか。

それと最後に、中核市ですので、高槻市が当該監督官庁になると思いますけれども、この土壌調査するに当たって、高槻市からの本件調査に対する具体的な指導事項というものは、主なものは何かあったのでしょうか。

以上です。

都市創造部次長 まず、1点目の土壌調査の調査方法等についてでございますけれども、一般的にこういう施設というものは、施設が停止したときでなければ土壌調査は、通常、そのときでないとしていないのが一般的でございます。と申しますのは、施設を稼働しながら、例えば衛生化学処理場でありますと、調査地点が、水槽とか、いろんな構造物があるんですけれども、そういったところにかかると調査ができない部分がございます。それから施設の維持管理上、例えば、今回、高槻市さんとの事前相談の中では草刈りに用いている燃料の分ですね、これが該当するということでありますので、稼働中であれば、そういった薬品を使用するということになりますと、再度しなければならぬということがございます。このベンゼンにつきましては、今回、事前相談の中で、調査をした後に、今、燃料として施設内で保管しているんですけども、これを場外で保管をすれば、追加の調査とかいうのはなくなるといったことも確認をいたしました。

そういったことで、調査地点の事前相談の中で、では一体、動かしながらというのは本当にできるのかどうかという部分で確認をしたところ、地点数とか、それから調査項目とか、そういった相談をさせていただきましたら、可能であるということをお教えいただけましたので、今回、調査のほうの予算をあげさせていただいているものでございます。

それから、分析項目につきましては、草刈りで用いております燃料、これが該当しますので、ベンゼンが項目となります。

それから、過去の職員、在籍しておりました職員に、ここの土地、こういったものを薬品、過去に使っていたのかどうかということをお訊きをしましたところ、廃棄物が埋まっているというのは、昭和42年に本町で粗大の分別収集を始めまして、そのときにガラス・瀬戸物・鉄類及び灰ということでございましたので、これにつきまして高槻市さんに相談いたしましたところ、この灰についてはダイオキシン調査の対象項目となりますということでしたので、今回の調査項目とさせていただきます。

それから、廃棄物の層の調査ということで、ボーリングを行いまして、どのぐらいの

深さまで、それからどのぐらいの範囲、要は量がどれぐらいあるのかという調査を、あわせて今回、させていただきたいと思っております。

それから、高槻市さんからの具体的な指導の分でございますけれども、まず最初に「土壤汚染対策法」で、もし衛生化学処理場を解体撤去する際、どういった項目が該当するのか、それから手続き的なものはどういったことをする必要のあるのかとか、そういうことで事前に相談をさせていただきまして、それから、先ほど相談の中に出てきましたベンゼンとか廃棄物層、それからダイオキシン調査をやる際にはどういった箇所で行った方がいいのかとか、そういったものをご相談させていただき、図面等に落としながら、その地点の確認をさせていただきまして、概ね、この形であれば、現時点においては調査してもかまわないというような話をいただきましたので、今回、予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

清水議員 土壤汚染の調査について、ちょっと伺います。

先ほど、稼働中には一般的には調査は行われてないという話を聞いたんですが、大阪府等では、今の条件、調査方法に、要は汚染する可能性がなければ、逆に言うと稼働中でも調査をしたと思うんですが、その辺の認識が一つと、あとベンゼン等、実際、今のこの補正予算の中では深さどれぐらいまで調査をするんですか。ダイオキシンについても伺います。

都市創造部次長 清水議員ご指摘のとおり、正直申し上げまして、担当としては、稼働中は当初はできないというふうな認識でおったのは事実でございます。その中で、衛生化学処理場を解体する際には、当然、この土壤調査というものが後々必要になるということもございまして、高槻市さんのほうに事前に相談に行かさせていただきましたところ、調査が可能であるということが判明いたしました。この点につきましては、私の認識が、ちょっと、稼働中でもできるというものがなかった分につきましては、反省をしておるところでございます。

それから、ベンゼンにつきましては、まず土壤の表層の部分での調査ということになりますので、これにつきましては表面での調査、現在の地盤の表面での調査ということになります。それから、ボーリング調査につきましては、どこまで埋まっているのかというのがわからないのですが、旧の、もともと建設前の地盤から、今は3～4 mぐらい上がっておりますので、それぐらいはボーリングをさせていただいて、廃棄物層がどの位置にあるのかというのを把握をさせていただきます。その廃棄物層の下の部分で、ダイオキシン調査をやるというふうになっておりますので、そこで調査をさせていただくということになります。

以上でございます。

清水議員 調査が今の時期になったことについては、高槻市さんとの相談の中でわかった

ということで、できるだけ早くやって欲しいと思うんですが、ベンゼンについては表層部分、50センチまでで調査をするというような答弁だったんですが、もし、ベンゼンが出た場合、2次調査というのが必要になると思うんですが、今、この補正予算の中には入っていないと理解していいんでしょうか。

都市創造部次長 議員、ご指摘のとおり、現在はベンゼンは表層での調査ということで、追加調査につきましては、今回の調査内容によってになってまいりますので、今回、その追加の部分というのは見込んでおりません。

以上でございます。

清水議員 わかりました。現在の補正予算というのは、土壌汚染に対する1次調査ということで、汚染物質が出なければ、これで終わり。もし、出れば2次調査、場所、平面的にも深度的にも確定して、あと汚染の対策をするという理解でいいんでしょうか。

都市創造部次長 議員、ご指摘のとおりでございます。

以上でございます。

平野議員 一般会計（第6号）補正予算について、質疑をいたします。

冒頭に総務部長が、この議案の説明をなさいました。そこにはね、し尿処理の事務委託の協議の依頼文の中で「公共の福祉にお役立ていただけるよう」、当該土地については「譲与を視野に入れ」ということがあるからこそ、この土壌汚染調査をするということとを理由として説明があったと思います。ですから、当然、今回の議案については事務委託の是非について、また土地の譲与に関する是非については、当然、審議に値するものだというふうに前提に申しまして、質問いたします。

伊集院議長 申しわけございませんが、第1号議案、補正予算の内容を見てください。議案内での質疑で、よろしく願いいたします。

平野議員 はい、議案内です。まず、11月10日付けの島本町から高槻市長に対する依頼文についてです。

この中で、この依頼文について、当然、皆さんももうご存じだというふうに思っておりますが、この中には、依頼する理由としては、「本町域内でのし尿処理施設の設置に向け事務を進めてまいりましたが、極めて厳しい行財政運営を強いられる見通しの中で、非常に難しい」と。ですから、事務委託をお願いするというふうに書かれております。これは、本当の理由ですか。と申しますのは……。

伊集院議長 今回の事務委託のものは、測量等、あと土壌汚染、この事務委託でございますので……（平野議員・自席から「わかっております」と発言）……、高槻市との問題においては、今回、上程はされておられませんので、その点、ご注意をよろしく願いいたします。

再三再四、他の議員にもご注意させていただいておりますように、これ以上になりますと、発言の禁止が出る恐れがありますので、その点を踏まえて、よろしく願いをい

たします。

平野議員 はい。この土壌汚染調査につきましてはね、事務委託の再協議、このことで始まっていることです。最初に、総務部長がそうおっしゃいましたから、問います。

と申しますのは、一昨年12月に町内建設をするということで、候補地の地元・桜井自治会に説明をされています。で、12月に地元自治会から、一定の理解はするが、もう一度、高槻市への広域行政のお願いをしていただけないか、という要望がありました。それを受けて、島本町としては、副町長をはじめ高槻市へ出向いて、何度も出向いて協議をなさっていた。それが正式には本年の11月10日の再協議の依頼ということになったということですので、私の認識としては、行財政は運営が厳しいということについては当然のことです。今、始まったことではないということを申しますが、その辺の理由についてね、やっぱり、はっきり、明確にしておかなければならないというふうに思っておりますので、その点については、いかがですか。理由は、地元自治会から高槻市へもう一度、広域行政の依頼をして欲しいという要望があったからではありませんか。最初に、お尋ねします。

2点目、譲与については他の議員の皆さんから何度も質問されてますので、改めて問うことはありませんが、町長のご答弁で核心に迫るといえるか、明確な答弁がありましたね。住民の不利益にあたるようなことはしません、というふうにおっしゃいました。それは先ほどの戸田議員が、この土地に関して「譲与を視野に入れ」ということまでを依頼文に書くということはフライングではないかということをおっしゃったので、それに対するご答弁だったというふうに思っております。

ということは、「譲与」というのは対価を求めないで与えるということ、ただあげるということらしいのです。ウィキペディアなどを見ますと、そうです。ただあげることはしないということが、イコール住民に不利益を与えないということでしょうか。そこは確認したいと思います。

伊集院議長 できるだけ、かけていただかないと、この第1号議案の内容が変わってきますので、よろしく願いいたします。最終採決するのは我々議員でありますので、その点、第1号議案内でやっていただきますように、他にまた、こういう議論できる場はあると思いますので、この議会においては、あくまでも第1号議案、第6号補正予算の範疇で、よろしく願いいたします。焦点がぶれますので、よろしく願いしますね。

平野議員 それから、具体的な土壌汚染調査について、お尋ねいたします。土壌汚染調査の補正の金額675万5,400円があがっております。これは、1社見積もりということですが、当然、見積書は2社見積もりすべきだと思いますけど、2社見積もりされなかった理由は、ここには1社しかないですね。当然、見積書としては出していただかないといけません。いかがですか。

それから、鑑定ですけれど、鑑定につきましては別途発注されるということですが、

鑑定の業務委託については、何社見積もりをされる予定ですか。お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、町が独自にした履歴調査の中で、当該土地については——昭和42年とおっしゃったと思いますけど、1967年ですか、以降、粗大ゴミの収集を行ったということで、ガラスやら瀬戸物、家庭から出る灰を埋め立てたということですが、この衛生化学処理場という施設は、高槻市の都市計画決定を経てできたというふうに私は聞いておりますし、当然、衛生化学処理場、し尿処理施設としてできた施設だと思います。これを目的外利用するということについては法的手続きを、粗大ゴミの処理施設として目的外施設というんですか、法的手続きを経て、そのような処理をされたのかどうか、問います。いかがですか。

それから、私は先日、2月1日開催の高槻市議会地方分権推進特別委員会を傍聴させていただきました。「し尿処理に係る事務委託の協議について」というのが議論になりました。その中でね、やはり非常に重要な意見を議員の皆さんが出されたというふうに思っております。当然、し尿処理を受けるのは高槻市側ですから、高槻市の市民の利益に反することは、当然、議会としてはできないわけですから、そういう立場でいろいろとご発言があったと思います。

一つはね、行財政厳しいのはみんなそうだと、町長、町議会あげての努力はどうだったのか、島本町は自治体が果たす責務を果たしているのか、そのことを努力しているのか、唐崎の市民の理解を得るためにも町の責任を明確にしないといけないという、厳しい意見がありました。そういったことに対して、やはり島本町側としても、いやいや、十分努力しましたよということを高槻市にはご説明しないといけないと思いますけど、どのようにご説明をして、ご理解を得るつもりですか。そのことをお尋ねします……（「議案と関係しないやろ」と呼ぶ者あり）……。大事なことです。

伊集院議長 申しわけないんですけど、大事なことであっても、まだ協議中の話であって、上程されてませんので、よろしく願いいたします。

平野議員 それから、もう1点です。

伊集院議長 よろしく願いしますね。

平野議員 はい。その特別委員会の中で、昨年12月会議一般質問の会議録を高槻市側に提供されたというふうに、理事者の方がご答弁されておりました。どのようなものを提供されたのか、そのことについては確認しておきたいというふうに思っております。

伊集院議長 ほんとに、この議案の範疇を超えすぎですよ……（平野議員・自席から「重要です」と発言）……。それ以上されますと、発言の禁止をせざるを得なくなりますので、よろしく願いします。

平野議員 議員の質問です。答弁を。

伊集院議長 まだ協議されている内容については、上程されておられませんので、よろしくお

願います。

それと、1点目の総務部長の冒頭の説明の部分、平野議員が解釈されたような説明ではなかったと思いますので、その点、復唱、よろしく願います……（平野議員・自席から「確認しましたよ」と発言）……。

川口町長 跡地の譲与の件でご質問いただいておりますが、本町のし尿処理の事務全般について、当然、税金を使って本町のし尿の処理をしているわけですから、そういうふうな本町のし尿の事務にとって総合的に不利益を与えない、そういうことでございますので、具体的に譲与するからとか、そういうふうなことで申し上げたわけではありません。以上でございます。

都市創造部次長 土壤調査の点につきまして、ご答弁申し上げます。

今回の土壤調査業務につきましての参考見積もりにつきましては、2社、徴集いたしております。そのうち、2社徴集いたしまして、安いほうを予算案計上させていただいているものでございます。今回、資料に添付させていただいておりますのは、その見積書を添付させていただいております。参考ではございますが、もう1社の見積もりにつきましては、約1,100万円程度の見積もりとなっておりますので、今回は安いほうの部分、金額で、予算計上をさせていただいております。

それから、鑑定業務につきまして、何社から見積もりを取るのかということでしたが、これにつきましては発注前でございますので、何社から見積もり徴集して、契約をするのかということにつきましては、ご答弁につきましては控えさせていただきます。

それから、昭和42年に埋め立てをしていたことについての法令的な部分のお尋ねでございますけれども、昭和45年に現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が成立しております。埋め立てていたというのを聞いておりますのは、昭和42年の初期であったというふうに聞いておまして、この法律のかかる前でございますので、衛生化学処理場のほうに瀬戸物とか、こういったものを埋めていることが問題になるかといいますと、それにつきましては特に問題はないという状況でございます。

以上でございます。

総合政策部長 まず、高槻市での委員会での議論のやりとりについてでございますけれども、その議論の内容、ちょっと私、把握をいたしておらない、現時点で把握しておらないところでございまして、あくまでも高槻市議会の委員会での議論でありますので、コメントをする立場にはないというふうに考えております……（「提供したのか、してないのかだけや」と呼ぶ者あり）……。

それから、12月議会におけるし尿処理に関する質疑・答弁、この内容につきましては、今後、高槻市におかれましても関係してくる内容であるというふうに考えましたことから、議会の終了後、情報提供を行ったものでございます。

以上でございます。

総務部長 事務委託の再協議についての依頼をした理由ということのご質問だったと思うんですが、すでにお示しさせていただいておりますように、本町の「中期財政収支見通し」、今後も基金を取り崩してやっていかなければならないような、非常に厳しい状況でございます。それが理由でございます。

それから、先ほど議案書の説明で、私が説明させていただきました跡地についてのところを、もう一度、ちょっと読ませていただきますと、「なお、跡地につきましては、高槻市に対して公共の福祉のため譲与することも視野に入れておりますが、今回の土壤汚染調査等の業務は、跡地の状況を把握するうえで土地所有者として不可欠なものと考えております」というふうな形で、ご説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

伊集院議長 ご理解いただけましたでしょうか。土地所有者の権限の中で。この第1号議案の第6号補正内で、よろしく願いいたします。

平野議員 総務部長の冒頭の説明、再度、今、発言されたわけですけど、だから、明らかに、高槻市への公共の福祉に対するということで譲与を視野に入れてということも、一応、そのことはおっしゃったわけですよ。ですが、ということだったのですけれど、そこをわざわざ入れるということは、それと無関係でないからこそ入れられたというふうに私は思います。あえて、そのところは、もう再質問しませんけれどね。関係があるということが明らかになったということですよ。

し尿処理の事務委託の再協議の理由について、今、理由は「中期財政収支見通し」、私たちがよくわかっております。厳しい状況であるということは、これはもう、ここ10数年、そういうことをおっしゃっておりますので、十分にわかっております。十分にわかったうえで、島本町としては町内建設ということの方針を決めて、去年の「生活排水基本処理計画」、その計画の中にも——3月策定ですけれど、そこには町内建設ということをお明らかにした。町内建設ということで、大阪府にも高槻市にも報告書を持って説明に行ったということでしたね。

ですから、大きく方向転換された理由は、一昨年12月、地元自治会から出た要望書だったと、私だけではなく、たぶん議員全員が、そのことは理解しているわけですよ。

伊集院議長 一般質問ではないので、よろしく願いいたします。

平野議員 はい。ですから、理由をはっきりしないといけないということをおっしゃっているんです。庁内での理由と、対外的な、しかも、し尿処理の事務委託をする高槻市に願う理由とね、違うことを言っていたらいけませんということをおっしゃる……。

伊集院議長 一般質問とは違いますのでね、よろしく願いいたします。議員としまして秩序がございましたので、その点、ご理解賜りますように、よろしく願いいたします。

平野議員 秩序を持って発言しております。

伊集院議長 どうぞ、一般質問でもしていただければ結構ですから、この議案……。

平野議員 そこをはっきりしておかないといけません。なぜ、じゃ明らかにされないのか。

伊集院議長 今、上程されていますのは第6号補正ですよ。

平野議員 わかっております。そのところを、はっきりしておかないといけないと思います……。

伊集院議長 幾度、注意しなければならぬんですか。

平野議員 答弁を求めているんです。

伊集院議長 一般質問でしてください。あくまでも、この議会として今あがっていますのは、この第6号補正予算の審議でございますので、すり替えはやめていただきますように、よろしくお願いします。

平野議員 すり替えではありません、本質です……（「それはあかんわ、議長に向かって」と呼ぶ者あり）……。

それではね、視点を変えて質問させていただきますが、庁内の理由としてはそうだと
いうふうに私は認識しております。ですから、お尋ねいたします。

伊集院議長 一般質問もございますから、そちらでさせていただきますように、議事進行、議会の秩序を乱さないで、よろしくお願いします。注意させていただいて、もう禁止せざるを得ないですよ。

平野議員 了解しております。ですから、一般質問でまた再度問いますけども、一応ね、私はご答弁が……。

伊集院議長 再度、問われるんですよ。議場の秩序……（平野議員「ご答弁があるようだったら、ご答弁をお願いしたいと思います。」と発言）……。「地方自治法」第129条を発令しなければなりませんので、よろしくお願いいたします……（「発令したらええ」と呼ぶ者あり）……。これ以上されるんでしたら、ほんとに発言の禁止になりますよ。議案の、議会に上程されている内容を審議してください。

平野議員 わかりました。「し尿処理にかかる事務委託の協議について」ということで、議案説明のときに、別途、総合政策のほうから情報提供しますと言われて、1月28日に、この参考資料をいただきました。これは事実ですね。

伊集院議長 それは議案と違うところで資料を出してはりますでしょう。

平野議員 違いますよ。

伊集院議長 その内容においては、また議論できる場がありますので、あくまでも今回の招集におきましては、この第6号補正予算、この審議に集中してください。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平野議員 集中してるんです。

伊集院議長 集中してください。議長の制止を聞いていただけないと、ほんとに禁止させてもらいますよ。何回目ですか。

平野議員 時間がね、無駄になりますので、わかりました。それでは、別の質問をいたします。

伊集院議長 議案をすり替えないでくださいね。これだけは、ほんとうによろしく願います。その理由において禁止させていただきますよ。

平野議員 土壌調査についてね、先ほど質問しました。2社見積もりをしまして、安いほうを今回の資料として提出しているということでしたね。675万5,400円ということです、高いほうは1,100万と。そうでしたらね、別に安いほうを提出したからだめだと言っているわけじゃありませんけど、私たちが比較をする意味でもね、一体、この業務委託の補正予算が妥当かということを私たちは審議するわけですから、そのためにも、2社見積もりをしたのだったら、2社見積もりの見積書を出すというのが、私は正しい資料の出し方ではないかなと思います。いかがでしょうか。

それから鑑定ですけれど、ここは4千平米以上ある土地ということですよ。12月議会の外村議員の一般質問の中で示された金額は、6億円を超える価値があるというようなことだったと思います。これについては、特に理事者から反論がなかったんで、その数字はあげていいと思うんですけど、そういった多額の価値のある土地であれば、当然、鑑定は2社見積もりすべきだと思います。先ほど、答弁は控えるというようなことをおっしゃっておりますけれども、答弁を控えるのではなくて、きっちりと2社見積もりをしていただきたいと思っておりますけれど、いかがですか。これは議案と関係あることですから、教えてください……（「関係ない」「関係あるよ」他、議場内私語多し）……。

それで、埋設ですね……（「議長」と呼ぶ者あり）……。

伊集院議長 いや、私、何も発言してませんよ。質問されているのを、そのまま制止もしてませんので、どうぞ。

平野議員 粗大ゴミの埋設のことです。昭和45年ですか、現在の「廃棄物処理法」ができた。だから、それ以前であるから、別に違法性はないということだったんですね。その点については、了解しているとは言いがたいですけど、法律の手続きに違法な処理をしているわけではないということについては、確認できました。それがいいかどうかは別として、そうだということですね。わかりました。

それから、ちょっと気になる、先ほどのことですよ。先ほど、今後、4月に高槻市・島本町広域行政勉強会で、この「し尿処理に係る事務委託の協議」について報告書をまとめると。先ほども再々、他の議員さんから質問があったところですよ。けれども、この報告書をまとめるということは一定の方向を出すと思うんですけど。つまり、事務委託をするという方向を、そこに書くということですか。それとも単なるたたき台、事務委託の協議をするためのたたき台なのか。その点については、はっきりしていただかないといけません。いかがでしょうか。

それと、先ほど地方分権特別委員会での高槻市の執行部の方のご答弁の中で、今年の

12月議会の一般質問の会議録について、私、お尋ねしましたね。総合政策部長が情報提供しましたと、重要なことだからということだったんですけど、し尿処理に関する一般質問は岡田議員と外村議員、お二人されたんです。ですから、お二人の一般質問の会議録を提供されたということですか。その点は、確認させていただきます。つまり、議会の意見がどのようなものかをお伝えするためには、当然、お二人の会議録を提供しないといけないと思うんですけど、お二人の質問の未校正原稿だったということでしょうか。確認させていただきたいというふうに思っております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。よろしく申し上げます。

総合政策部長 一般質問の答弁の情報提供の件でございますが、先ほど「12月議会におけるし尿処理に関する質問と答弁の内容については、議会終了後、情報提供させていただいた」というふうにご答弁させていただきました。

それから、まとめ、報告書の内容でございます……（平野議員・自席から「一般質問と答弁か」発言）……、ですから、12月議会におけるし尿処理に関する質問と答弁すべてです。関する質問については、すべて情報提供をさせていただいております。

それから、ワーキングで今、作業中、内容も含めて作業中である報告書の件でございますが、先ほどもご答弁させていただきましたが、し尿処理の広域連携を実施することによって、両市町にどのような効果、または課題があるのか、処理費用は現在の高槻市の施設においてどのようになるのか、そういったことの、するにあたっての想定される数値、そういったものをまとめる検討を行っておりますので、ご指摘のような内容にまで踏み込んだものにはならないのではないかなというふうに、私は考えております。

以上でございます。

都市創造部次長 まず、土壌調査につきまして、今回、2社からの見積もり徴集いたしておりまして、これを今後、議案資料として2社分つけて欲しいというご要望でございますが、これにつきましては、今後、議長等とも相談しながら、どういう形であるのかというのは対応させていただく必要があるのかなと考えております。

それから、今回の鑑定の部分の、先ほどから複数社取るようにというふうなお話が出ておりますけれども、今回、予算計上にあたりましての資料として添付しておりますのは、契約にあたって複数社からは見積もりを徴集いたしております。鑑定結果を数社、要は2社以上取るかどうかという部分についてのお尋ねでございますが、今回の予算につきましては、1社からの鑑定を取るということでの予算計上をさせていただいております。

ただ、今後、事務の執行上、2社以上取る必要があるということが発生いたしましたら、それにつきましては、土壌調査につきましては入札等を行いまして業者を決めますので、その落札減とかの範囲内で対応は可能かなとは思っておりますので、今後の事務の進行上で、必要であれば複数社ということも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平野議員 今の鑑定のほうから、再質問します。

必要であれば複数社の鑑定を取るといことなんですけどね、今後の高槻市とのし尿処理の協議、これの費用負担ですね。先ほど、町長おっしゃいました住民の不利益にならないようにということでしたので、私は厳格なというか、ほんとに精査した鑑定評価が必要だというふうに思います。だからこそ、2社見積もりは必ず取ってくださいね、と申し上げたいというふうに思います。「必要であるならば」ということではなくて、必要なんですよね。そのことを確認させていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど4月に出る、この勉強会の報告書の取りまとめの中身ですけど、ご指摘されているような報告書ではないということですね。先ほど佐藤議員のほうが、この件に関しましては説明をきちんとしていただきたいと、住民にという意味だというふうに私は思っているんですけど、当然のことだと思うんですね。過去に平成21年に、一度、高槻市にし尿処理の委託をお願いして、市はお断りになった。だから、町内に建設をしますということで報告書も出し、候補予定地のところの皆さんにはご説明をし、また、いわゆる生活排水処理の基本計画にも町内建設と定め、そんな中で急に方向転換したわけですから、当然、説明責任が必要だということなんですね。

そういったことなしに、何か報告書に事務委託をするという方向が書かれては困ります、ということもあって、あえて質問させていただいたところです。ある程度、一つの方向性を決めるにあたっては、当然、住民への説明、住民の意見聴取、それから議会からの意見聴取があって、できることですから、一方的に行政だけで方針を決めないでくださいというのが、私たち議会なり私の意見でもありますので、ぜひとも、この報告書を取りまとめ……。

伊集院議長 その場は、また議論の場がございますので……。

平野議員 取りまとめの中では方針決めてないというんですから、この報告書をもとに説明をしていただきたいと思います。いかがですか。

伊集院議長 その場は、また議論の場がございますのでね、よろしくお願いいたします。

ここの案件であがっている内容ではないので、よろしくお願いいたします。

平野議員 質問をいたしました。この報告書をもとに説明をしてください。もしかしたら、同じ内容かも知れませんが、お答えください。

それから、私、ちょっと気になったのは、前後して大変申しわけないです。資料請求をいたしまして、日1、日本共産党さんの資料請求の1の「大阪府と高槻市の協議のわかるもの」ということで資料を提供していただけてますね。その中で、高槻市との協議文書があります。「島都整第201号 島本町衛生化学処理場土壌汚染調査に係る事前相談経過について」、これを見ますと、10月23日には第1回事前相談をなさっています。この起案の趣旨の中には、「衛生化学処理場の今後の撤去及び跡地活用に向けた事前準

備として、高槻市環境保全課へ土壌汚染調査の内容について事前相談を行っており、経過及び内容について、別紙の通り報告いたします。」ということですね。これは10月23日なんですね。島本町長が高槻市へ再協議の依頼をされたのは、11月10日ですよ。どう考えても、正式な協議をする前に、これは高槻市とご相談をされている。そのところの理由は何でしょうか。その辺は、ちょっと、ご説明をいただきたいというふうに思っております。いかがですか。お願いします。

総務部長 先ほど土地の鑑定の件で、1社ではなく2社でというふうなお話があったんですが、その辺は検討をさせていただいて、できるだけ、正確な数字が出るようにさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、高槻市との事前相談についてのお尋ねでございます。今回、申し入れ以前に事前相談には行かしていただいた経過にはなっております。その点については、やはり現状の土地の状況を把握するうえでということで、土地所有者としての観点から、これは事前相談に行かせていただいている内容で、従来からこういう課題があるということは認識しておりましたこともありまして、事前相談ということで、10月23日に1回目、行かせていただいたという経過でございます。

以上でございます。

総合政策部長 住民説明会についてのお尋ねでございますが、その件につきましては、平野議員のご意見として承っておきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 今、会派で請求いたしました資料についての質疑があったと思います。11月10日に川口町長が、島本町のし尿処理の事務委託の再協議を要望されたということがありますけれども、今回の議案は土地所有者として、島本町衛生化学処理場の撤去ということをもとに土壌調査をされているということですね。それには間違いありませんか。

都市創造部長 衛生化学処理場を早期に撤去をして欲しいという、地元の東上牧自治会からのご要望もあった中で、将来的には必要になる事務でございます。衛生化学処理場の撤去にあたりましては、土地の形質変更ということで、3千平米以上の土地の形質変更をする際には一定の届け出が要るということは、法令、それから条例でも規定をされている内容でございますので、今回の業務はこれに該当してくるという中で、場合によっては土壌汚染調査も必要ということもございまして、そこら辺の課題が今後は生じるということも認識しておりましたことから、事前に相談に行っているものでございます。

以上でございます。

河野議員 町内で建設することであれ、委託で実施していただくことであれ、島本町衛生化学処理場の撤去ということについてはね、施設の老朽化ということは、先ほど総務部長が、施設の状況でということでおっしゃったと思います、説明のときに。ただ、私た

ちとしては説明が不足しているというか、そのことをしないことによって、本来、今、島本町に求められているものは何かということが見えなくなっているということが、やはり、この間、ずっとあったんだと思います。

高槻市の東上牧の自治会から、早期の撤去要望が出されてきたということなんです。そのことだけで撤去するわけでもない、それはあります、島本町の事情もある。そのことを繰り返し、こういう議場で説明しないと、全住民とか、議会の中にも浸透しません。相手の事情、広域連携というのはね、島本町が困ったときに助けてもらう、そういうものではないと思っております。双方にメリットと言いますが、これは島本町のし尿処理施設をどうするかということに関わる議案ですから、高槻市民のためにどうするか、ではないんですね。その点は私の意見です。

そういった説明をね、この土壌調査に関わっては、地元から、高槻市民から撤去要望が出ているということも、やはり言うべきではなかったのかと思います。そのことは間違っていないと思いますが、いかがでしょうか。

地域、東上牧の高槻市民から撤去要望が出されたのはいつから、何年にわたって出されてきたのか、改めて確認をさせていただきます。答弁を求めます。

都市創造部次長 本衛生化学処理場に対しましての地元自治会からのご要望の件でございますけれども、我々が把握している限りでは、平成11年に、まずは高槻市の地元自治会から高槻市長宛てに文書が出されております。その後、平成16年以後、ほぼ毎年のように本町に対して早期撤去の要望書が提出をされておまして、最近、一番新しい要望でいきますと、平成26年の1月に要望書が出されております。

以上でございます。

河野議員 今、26年ということでありましたけれども、今現時点で今年度、要望書が出されていないのは、こういった形で撤去に向けて島本町が動いているということもあろうかとは思いますが、それはわかりません。ただ、先ほど佐藤議員が申しました、住民に対する説明が欠けていると。この高槻市東上牧地内にある島本町のし尿処理施設が、地域の住民の方にどのような苦情というか苦痛を与えてきたのかということも、私自身は知り得る立場ではありませんが、なぜ要望が出てきたのかということについても、その実情みたいなものは、私たちは知る必要があると思っております。

そういったことを、東上牧自治会から要望は島本町に直接出されておりますが、高槻市長はそのつど——年度の総会ごとに、市長は自治会を訪ねて、今、島本町での、この衛生化学処理場の撤去についての実情とか状況については報告に行っておられるということは、市民の方から伝え聞いております。ただ、川口町長が東上牧の高槻市民のところに行っているということはなかったと思いますし、過去の町長もそういうことはされてこなかったと思いますが、その点について、お答えください。

それから、そういったことは必要ないと思っておられるのか、ということですね。今、

このことについて動いてますのでね、今さら過去のことを蒸し返す気はありませんが、そういったことを、高槻市長は高槻市民に対してやってこられている中で、島本町長である川口町長は、なぜ今、こういった撤去の、古いからということではありますが、古いからだけじゃないんですね。そういったことが、平成で言えば11年から、要望書が毎年出されてきたということについて、この議場で真剣に議論したということは、実はあまり私は記憶しておりません。

そういった立場の住民からの苦情や要望もあるということにおいて、今度は島本町のし尿処理を高槻で処理してくださいと、今、頼みに行っているわけですね。広域連携か町内建設かはいろいろな議論がありましたけども、今、そういう交渉が始まっている。そんな中で、住民にとったら1ヵ月単位に、聞く情報が違うわけですよ。「一般廃棄物処理計画」に書いてある内容が、町内建設になっている。つい何ヵ月か前には、1年前には町内建設だと言っていた。今度は、今は撤去に向けて動いているということについての情報の関連がね、失礼かも知れませんが、島本町の住民全体に十分浸透していないことから、今は、その土地の譲与ということが、ものすごい集中して皆さんの関心事になってしまったということなんです。土地の譲与はどうか、是非を問うような質問が、ここの議場に出るということは、別に議員が勝手に質問しているわけじゃないんですよ。町で、今、あちこちから訊かれる内容なんです。

そういったことについて、なぜ、今、そういうことを視野に入れて交渉する状況に至っているのかということ、丁寧に住民に説明する必要があるんですよ。そうでなければ、議会一致して、住民一致して、高槻に委託を要望するという姿勢としてね、相手にも見えない。島本町の交渉能力、あるいはそういった議会の責任の持ち方、住民に理解してもらって、町あげて要望するということですね。そのことの空気を作る必要があると思うんです……（「議案と関係ない」と呼ぶ者あり）……。高槻市長がやっているとは言え、島本町長として、そういうことは必要ではないですか。この議案に関わって、申し上げます。答弁を求めます。

川口町長 濱田高槻市長がどういった形で、そこへ出向かれてお話しされているか、私、全く承知しておりませんので、今、初めてお聞きした話ですので、具体的にどういった内容でというのがちょっとわからないので、ご答弁は差し控えたいと思います。

それと、東上牧の自治会からは要望書を私はいただいたことがありました。何年前には、直接お会いして、お話をお伺いをいたしました。

それと、住民の皆さんに混乱があるというふうなことでございますけど、まだ、お話をさせていただいている段階でございますので、これからどのように転がっていくか、まだ見えないわけでございます、それを今、住民の皆さんにお示しするというのは、いたずらに混乱を招くだけですので、ある程度、決着を見た段階で、しっかりとそれはご説明をしまいたいと思っております。

以上でございます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

田中議員 ちょっと、お訊きしたいんですが、このいただいた「し尿処理に係る事務委託の協議について」の中に、勉強会、ワーキンググループ要綱というのがありまして、今後の予定についてなんですけど、この資料のところにありますけども、今、わかっている範囲では、今年の4月に高槻・島本広域勉強会の報告が出てくると。それで。今日の議会で議案を可決すると、測量等業務が8月に完了、それから11月に土壤汚染調査の調査が完了するということなんなんですが、執行部としては、今後、どのような予定を想定して交渉をされるのか。これは成り行きに任せてやるという姿勢なのか。そのあたりを、お答えいただきたいのが1点。さらに言うなら、来年の4月には町長選と町議会選がございますのでね、それをにらんで、どんなふうなスケジュールで執行部は持つのか、そのあたりを聞かせていただきたいのが、まず1点。

それから、高槻・島本広域勉強会の設置要綱の中で、そこの中に入ってますけど、11ページですね。別表として、高槻市のメンバーで総合戦略部長、総合戦略・政策経営室長、総合戦略部参事、こういうメンバーを見ると、責任者は明らかに総合戦略部長だと思えますけれども、島本においては、総合政策部長、総合政策部次長、総務部長、総務部次長、この4人が名を連ねておられます。交渉に当たってリーダーシップを取ってやられるのはどなたか、それをお答えください。

三つ目の質問ですが、し尿処理を依頼するということなんですけれども、これは未来永劫、お願いするんですか。5年単位になるんですか、10年単位にお願いするんですか。向こうも、まだ交渉が成立してないですけども、執行部の姿勢としては何年を想定してお考えなのか。

その三つについて、お答えください。

総合政策部長 まず、1点目でございますが、現在、報告書をまとめる作業を行っているわけでございますが、その後につきましては、先ほども申し上げましたが、まず議会へご報告をさせていただく。その後、事務委託に伴う具体的な費用負担に関する内容などの協議を行っていくことになろうというふうに考えております。いつを目処にということでございますが、相手のあることでもございますので、それについては、まだ決まっておられません。

それから、勉強会のメンバーでございますけれども、ご指摘いただいたとおりでございます。ご指摘いただいたそれぞれの役職については関係部局の職員ということで、現時点の組織・役職名称、それを記載をさせていただいているところでございまして、勉強会における座長は高槻市の総合戦略部長が、そして副座長が私、それから事業連携ワーキンググループの座長については島本町の総合政策部次長、そして副座長には高槻市の総合戦略部の政策経営室の主幹があたられているという状況でございます。

それから、し尿処理の事務委託が調ったら未来永劫か、5年か10年かというようなお尋ねがあったと思いますが、そういったことも、現在、まだ決まっていない状況でございます。

以上でございます。

田中議員 今のお答えでは、成り行きに任せて交渉を進めるということなんですが、少なくとも交渉に当たるにあたっては、どのあたりを目処に妥結を図るかという目標があつてしかるべきだと思うんですけども、それも、ただ成り行き任せでやるということなのか。総合政策部長としては、いつを目処にして努力をしていこうという覚悟で話を進めておられるのか。再度、その点をお訊きします。

それから、やはり勉強会においても、お互いに交渉事に近いようなこともあると思いますんでね。誰かがリーダーシップを取って、しっかり交渉に当たらないと、4人が4人、行つていただくのも結構だけど、なかなか統制が取れないと思いますので、リーダーとなる総合政策部長は、その自覚を持って、しっかり仕事をしていただきたい。これは要望です。

それから、し尿処理の期間についても、島本町として構想している期間、それをやっぱり島本町として、高槻市のほうにもしっかり示さなくちゃならないですし、同時にそのことは、町内の住民に対しても、これから20年先までしっかり引き受けていただくんだよというような話をしないことには、説得力に欠けるというふうに思います。

再度、3点についてお答えください。

伊集院議長 第1号議案に、なんとか、よろしく願いいたします。

総合政策部長 成り行き任せで話をしてるのか、というようなことをいただきました。ですが、現在、先ほどから答弁申し上げておりますように、事業連携ワーキングにおいて、事務委託をすればどのようになっていくのかということを検証しているわけでございまして、そこをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、協議が調って、最終的に議会に提案をさせていただくというのは従来からご答弁させていただいているところでございますが、そこで規約案を提案させていただくことになるんですが——これはパスポートのときと同様でございます。これが両市町の議会で議決されるということになりますと、これが具体的に進んでいくわけですが、これを解消を例えばするということになりますと、また新たに両議会での議決が必要ということになってくるんですね。従いまして、5年であるとか10年であるとか、そういう期間を定めるものではないというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

関 議員 すみません、一つだけ、確認させてください。今までの質問と答弁とをお聞きする限り、東上牧の当該施設は撤去ありきだというふうに理解するんですけども、今後、縮小してでも、あそこでの建て替えというのは皆無、100%ないというふうに理解してよ

ろしいのでしょうか。地元自治会からご要望があるとか、いろいろ、その辺の理由づけはわかりましたけど、100%ないという理解でよろしいのでしょうか。

都市創造部長 現在の衛生化学処理場につきましては、地元の要望等もございますけども、将来的には撤去する方向にあるというふうに考えてございます。

以上でございます。

伊集院議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 平成27年度島本町一般会計補正予算(第6号)について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

衛生化学処理場の撤去の検討にかかり、境界確定、測量及び土地鑑定業務を行い、施設を稼働している現段階で、自主的に「土壤汚染対策法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に準拠して、土壤汚染調査を行うものです。

高槻市・島本町が、両市町の広域行政勉強会の事務連携ワーキングでの協議において、今後、し尿処理事務委託のシミュレーション、課題と効果の検証などを行うとのことですが、両市町におけるし尿処理の広域連携が実現した場合、あるいは成就することなく島本町域内で建設するとなった場合、いずれの場合にも施設の撤去と跡地の利活用については検討する必要があり、今回の補正予算について反対するものではありません。

また、高槻市との協議が調った折り、当該施設を廃止して撤去、跡地整地を迅速に行い、土壤調査結果に基づく適切な対策を取り、東上牧地元自治会からの積年の要望に応えるという意味でも、施設稼働中に行う今回の土壤調査や鑑定業務等々、合理性があると判断するものです。

しかしながら、昨年、2015年11月に島本町長名で高槻市に出された再協議の依頼文には、「公共の福祉にお役立ていただくために、当該土地を貴市に譲与させていただくことも視野に入れながら」と、踏み込んだ表現をされています。土地価格鑑定を行うことなく、その評価額を把握することもなく、住民に公表することもなく、譲与について踏み込んで明記されたことは問題でした。住民を代表する議会として、受け入れがたいことです。

当該地区に関わらず、町有地は住民の財産です。たとえ議会の議決を必要としない5千平米に満たない土地であっても、事務委託費の条件整備が未確定な段階で、再協議の依頼文に、あらかじめ「譲与を視野に入れて」と明文化することなど、本来、あってはな

らないことと考えます。し尿処理の方針が二転三転したことに加えて、島本町のこういった姿勢こそが、内外からの信用を失ってしまっているのではないかと懸念するところです。

今後、春に広域行政勉強会で報告書をまとめられた折りには、再度の協議を依頼するに至った背景、町内建設という計画を覆された、その背景、経緯についてはもちろん、過去の間接報告——この勉強会の間接報告ですね——以降、町内建設候補地選定なども含めて、この問題について総合的に住民への説明責任を果たしていただきたい。そのうえで、協議の行方を見守り、そして今回の鑑定結果・土壌汚染の現状等を踏まえて跡地の利活用を考え、そして最終的な判断に至るべきであると考えているものです。

以上をもちまして、人びとの新しい歩みの賛成討論とさせていただきます。

伊集院議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

外村議員 第1号議案について、賛成の討論をします。

今回の土地鑑定、土壌調査を着手するのが遅れたことを、大変、残念に思います。本来ならば、町内に処理場施設を建設するにしろ、高槻市に事務委託するにしろ、早晩、やらなければならないことでした。しかし、最も許せないのは、土地評価額がどれくらいであるかもわからない状況で、依頼文書に「譲与も視野に入れて」と書いたことは誠に軽率であって、町民の利益代表である町長としては、断じて許されない行為であると思っております。

しかし、いずれにしても、事務交渉するうえで当該土地の評価額や、土壌改良にどのくらいの費用がかかるかを把握することは絶対不可欠でございます。そして、本日の議会で町長より、「譲与を視野に入れて」と書いただけで譲与すると断言したのではないという答弁がありましたので、少しは安堵しました。財政が厳しい状況に鑑み、町内建設から事務委託に方針転換したというのが明快な理由であるならば、今回の土地の評価額も考慮に入れた正当な協議、すなわち双方にとって財政メリットが出る、実のある協議成果を出すために必要な補正予算ということで賛成します。

最後に、他の議員からも出てましたが、報告書が出た段階で、今回の二転三転した、このし尿処理の事務委託、あるいは町内建設、この二転三転したことについて住民は納得しておりません。ぜひ住民説明会をして、この経緯について、十分な理解をいただくことを町の責務としてやっていただくことをお願いして、討論とします。

伊集院議長 本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 第1号議案 平成27年度島本町一般会計補正予算(第6号)について、自由民主党クラブを代表し、討論いたします。

今回の補正予算につきましては、全額、衛生化学処理場土壌汚染調査等の業務として、測量等業務及び土壌汚染調査業務の委託料として計上されています。

現在の高槻市東上牧にある本町の衛生化学処理場は、約 50 年を経過しています。当該土地は、地元自治会から早期の撤去要望や、施設の老朽化に伴い毎年の維持管理費も増加傾向にあり、また下水道の普及に伴い、し尿の処理量も年々減少しております。

このような状況の中で、現下の厳しい財政状況を踏まえ、効率的な行財政運営に資することが強く求められていると認識しております。土壌汚染調査や面積の確定業務につきましては喫緊の課題であると理解し、自由民主党クラブを代表し、賛成の討論といたします。

伊集院議長 本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊集院議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 1 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

伊集院議長 起立全員であります。

よって、第 1 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもちまして平成 28 年島本町議会 2 月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、2 月 29 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦労さまでございました。

(午後 0 時 2 1 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第 1 号議案 平成 2 7 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 2 月 4 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（1 番）

署名議員（9 番）

平成28年島本町議会2月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 号議案	平成27年度島本町一般会計補正予算（第6号）	2 月 4 日 原 案 可 決